

参考資料

(関連する契約約款条項、着工通知書等様式)

- 2 関係法令等の遵守について
(2) 請負工事の実行に関すること

近畿中国森林管理局
計画保全部治山課
森林整備部森林整備課

民法

民法
（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

第八百一十八条
第八百一十九条
第八百二十条
第八百二十一条
第八百二十二条
第八百二十三条
第八百二十四条
第八百二十五条
第八百二十六条
第八百二十七条
第八百二十八条
第八百二十九条
第八百三十条
第八百三十一条
第八百三十二条
第八百三十三条
第八百三十四条
第八百三十五条
第八百三十六条
第八百三十七条
第八百三十八条
第八百三十九条
第八百四十条
第八百四十一条
第八百四十二条
第八百四十三条
第八百四十四条
第八百四十五条
第八百四十六条
第八百四十七条
第八百四十八条
第八百四十九条
第八百五十条
第八百五十一条
第八百五十二条
第八百五十三条
第八百五十四条
第八百五十五条
第八百五十六条
第八百五十七条
第八百五十八条
第八百五十九条
第八百六十条
第八百六十一条
第八百六十二条
第八百六十三条
第八百六十四条
第八百六十五条
第八百六十六条
第八百六十七条
第八百六十八条
第八百六十九条
第八百七十条
第八百七十一条
第八百七十二条
第八百七十三条
第八百七十四条
第八百七十五条
第八百七十六条
第八百七十七条
第八百七十八条
第八百七十九条
第八百八十条
第八百八十一条
第八百八十二条
第八百八十三条
第八百八十四条
第八百八十五条
第八百八十六条
第八百八十七条
第八百八十八条
第八百八十九条
第八百九十条
第八百九十一条
第八百九十二条
第八百九十三条
第八百九十四条
第八百九十五条
第八百九十六条
第八百九十七条
第八百九十八条
第八百九十九条

第八百三十二条 使用者が瑕疵于物兩陪の法定を要つた場合には、雇用に期間の定めがあるときは、労働者又は瑕疵管財人は、第八百二十七条の規定により解約の申入をせしむることができ、この場合において、各当事者は、相手方に対し、解約によって生じた損害の賠償を請求することができる。

第九節 請負

（請負）

第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払ふことを約することによって、その効力を生ずる。

（報酬の支払時期）

第六百三十三条 報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第六百二十四条の規定を準用する。

（請負人の担保責任）

第六百三十四条 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2 注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第五百三十三条の規定を準用する。

第六百三十五条 仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。

（請負人の担保責任に関する規定の不適用）

第六百三十六条 前二条の規定は、仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（請負人の担保責任の存続期間）

第六百三十七条 前三条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から一年以内にならなければならない。

2 仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。

第六百三十八条 建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後五年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、十年とする。

2 工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から一年以内に、第六百三十四条の規定による権利行使しなければならない。

（担保責任の存続期間の伸長）

第六百三十九条 第六百三十七条及び前条第一項の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。

（担保責任を負わない旨の特約）

第六百四十条 請負人は、第六百三十四条又は第六百三十五条の規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。

（注文者による契約の解除）

国有林野事業工事請負契約約款

国有林野事業工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に努力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締

される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
- 二 [] 主任技術者又は [] 監理技術者
- 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術

不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を合む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむ得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会い

の上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。
 - 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条及び第49条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額

後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

着工・完成通知書

着 工 通 知 書

工 事 名 契約書等に記載されている工事名を記載する。

契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

着工年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり着工したからお届けします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇〇〇 殿

受注者住所
社 名
氏 名 印

印

監督職員	平成 年 月 日
経 由	氏名 印
記 事	監督職員が記載する。 3(1)の場合、監督職員は「届け出のとおり相違ない」と記載。 3(2)の場合、監督職員は「工事日誌及び現場確認(起工測量)の結果、届け出のとおり相違ない」等確認手段を記載する。

1. 着工とは、工事現場で受注者が労力・資材・器具等を使用して当該工事（起工測量・準備工事を含む。）に着手することをい、工事で確認することが出来ない 労務・材料・機械等の手配または確保等の作業は含まない。

2. 工事に着手したときは、速やかに着工通知書を提出する。

3. 心得

(1)請負者

着工通知書の提出は、事前に監督職員へ着手日を連絡し、現地にて着工の確認を受けること。

(着工年月日と通知書提出日・監督職員経由年月日が同一日となる。)

(2)監督職員

やむを得ず着工日以外の日に監督職員が着工を確認する場合は、着工日に着手したことを確認し、その旨、記事欄に記入し速やかに届申する。

完 成 通 知 書

工事名

平成〇〇年〇〇月〇〇日請負契約した上記工事は、平成〇〇年〇〇月〇〇日完成したから通知します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇〇〇 殿

受注者住所
社 名
氏 名 印

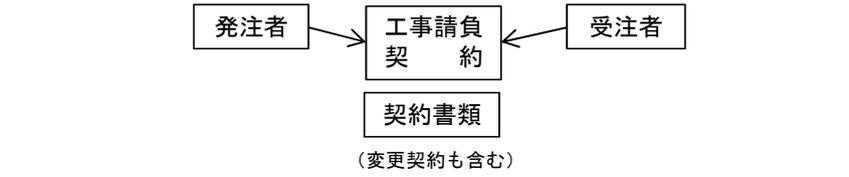


監督職員	平成 年 月 日
経 由	氏名 印
記 事	

- 1 完成とは、工事目的物が完全に出来上がることをいい、仮設物等の後片付けが完了していることは勿論、出来形を証明する施工管理資料（コンクリート品質管理図表・工事記録写真等）が完全に整った上で完成通知書を提出すること。
- 2 受注者は、工事完成後すみやかに完成通知書を提出し、工事期間内に完成確認を受けること。
- 3 完成の確認は、原則として完成通知書のあった日に行う。
- 4 完成通知書の受理は、原則として確認を完了した日とする。
- 5 完成通知書の受理した日から起算して、14日以内に受注者立会の上、完成検査を完了しなければならない。
- 6 心得
 - (1) 受注者
完成通知書の提出は、事前に監督職員に連絡し、現地にて完成の確認を受けること。また同日までに、施工管理資料等を提出すること。
 - (2) 監督職員
受注者の責に帰さない理由により確認が遅延した場合、完成通知書記載の日に完成したことを確認し、受理日を完成通知書記載の日とすることができる。
この場合、受理日より14日以内に検査を実施しなければならないので、上記(1)の連絡があり次第、署等担当者に連絡すること。

指示・承諾通知書等

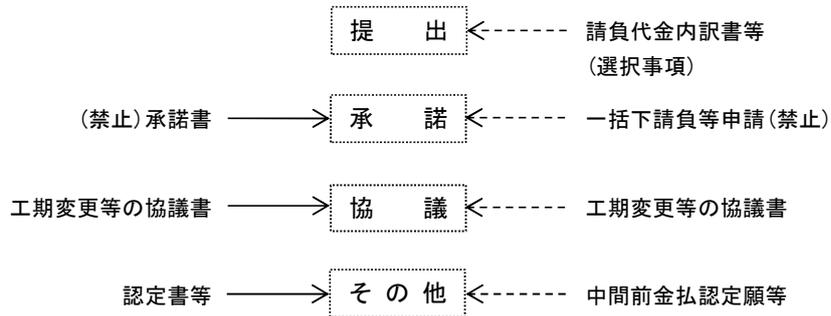
① 契約関係書類の構成



(発注者) ———— 契約関係書類 ———— (受注者)

主として契約約
款に基づく事務

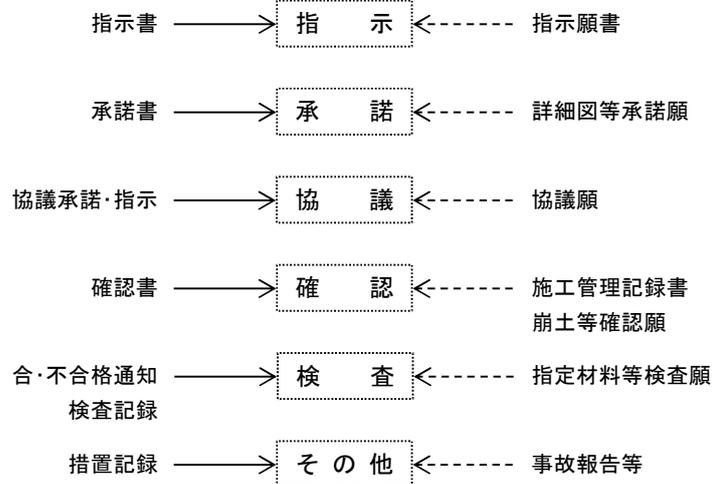
(注) 契約書に特別な規定がある契約
関係書類は契約書類として扱う。



(監督職員)

主として設計図
書に基づく事務

(現場代理人等)



② 契約書類の優先関係

契約書 → 契約約款 → 仕様書 → 図面 の順

標題に該当する語句を囲むか取消線を記入

指示、承諾、協議、確認、~~検査~~、~~立会~~

~~報告書~~
願書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

監督職員 〇〇 〇〇 殿

受注者 株式会社 〇〇組
現場代理人 〇〇 〇〇
主任技術者 〇〇 〇〇

工事名	〇〇山溪間工事	項目	〇〇検査
内	容	監督職員記載事項	
受注者が記入		立会日等の日程等の連絡事項を記載すること (記載日、電話連絡・送信日等記入)	
※本様式は、受注者から監督職員への報告書及び願書である			

標題に該当する語句を囲むか取消線を記入。

指 示
~~承 諾~~ 通 知 書

工 事 名 | ○○山溪間工事

(指示、承諾内容)

本様式を使用して指示・承諾を通知する主な内容

- 1 契約の履行についての受注者又は受注者の代理人に対する指示、承諾
(変更契約の対象か否かの判断等)
- 2 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成、及び交付又は
受注者が作成した詳細図等の承諾
(出来型図面等)
- 3 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事
材料の試験若しくは検査に関する事

[契約約款第9条2、4項]

- 4 段階確認に関する指示・承諾

[治山工事標準仕様書第115条6項]

(表1-1 段階確認一覧表)

※情報共有のため、グループ内・事業所内で供覧する
問題点の早期把握、予算措置の対応等のため

総括治山	治山技術官	監督職員

やむを得ない場合は事後回覧
協議書も添付して回覧する

上記のとおり 指 示 する。
~~承 諾~~

平成○○年○○月○○日

受注者（現場代理人）

株式会社 ○○組
○○ ○○ 殿

監督職員
氏 名 ○○ ○○ 印

局ホームページでの記載箇所

近畿中国森林管理局

[ホーム](#) > [申請・お問い合わせ](#) > [公表・入札情報](#) > [入札情報](#)

入札情報

公共工事の入札及び契約の適正化を図る取組について

- [入札契約の適正化に係る措置](#)
- [発注者の懸念保持に係る措置](#)

New [一般競争入札一覧](#)

New! [企画競争・公募情報 一覧](#)

※1「競争参加資格確認申請書」1、総合評価落札方式における「技術提案書」の提出にあたっては、次のチェックリストをご活用下さい。

- **New!** 国有林の間伐等事業における複数年契約による民間競争入札の実施予定について
- 農薬散布を伴う事業の入札に参加を希望される方々へ(PDF:310KB)
- **New!** 各工事等における競争参加資格確認申請書等の提出時チェックリスト(森林土木用)(PDF:199KB)
- **New!** 競争参加資格申請書、技術提案書提出時のチェックリスト(造林・生産用)
- 競争参加資格確認申請書、技術提案書提出時のチェックリスト(測量設計業務)(PDF:183KB)
- 近畿中国森林管理局における森林土木工事に係る品質確保対策の充実等について
- 近畿中国森林管理局における森林土木工事の調査・設計等業務に係る品質確保対策の充実等について
- 造林・生産事業等の総合評価落札方式の概要(PDF:337KB)

入札制度及び公告中の案件に関する質問及び回答

- [入札制度に関する質問及び回答](#)
- [公告中の案件に関する質問及び回答](#)

各種様式・約款

契約約款・入札者注意書 等

公共工事等の入札及び契約情報の公表

(公共工事発注見直し、競争参加有資格者名簿 入札結果 等)

公共調達適正化に基づく公表

競争入札に係る公表(公共工事、物品役務等契約)
随意契約に係る公表(公共工事、物品役務等契約)

造林・生産事業における入札方法の見直しについて(お知らせ) **New!**

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

近畿中国森林管理局

[ホーム](#) > [申述・お問い合わせ](#) > [公表・入札情報](#) > [入札情報](#) > [公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について](#)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について

平成13年4月27日13林国管第18号
[最終改正]平成25年3月28日24林国管第180号

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日 閣議決定)に基づき公表することが義務付けられている事項等について、このページでは次の(1)～(10)について公表しています。
なお、公表事項となる通達、要領及び取扱い等は、近畿中国森林管理局及び各森林管理署等に常時備え付け又は、インターネットホームページにより公表しています。
また、各通達等が改正された場合等は、遡及なく公表するものとし、公表の期間は事実の発生した日の属する年度及び翌年度の間公表するものとします。

(1) 入札監視委員会の運営要領及び審議概要

- 1 [入札監視委員会運営要領\(PDF:352KB\)](#) (最終改正:平成26年10月6日26近企第56号)
- 2 [入札監視委員会委員名簿\(PDF:27KB\)](#) (平成26年4月1日現在)
- 3 [平成27年度入札監視委員会 概要\(審議概要等\)](#)
- 4 [平成26年度入札監視委員会 概要\(審議概要等\)](#)
- 5 [平成25年度入札監視委員会 概要\(審議概要等\)](#)

(2) 工事の善後処理に関する事項

- 1 [工事等における入札及び契約の過程に係る善後処理の手続について](#)
- 2 [発注工事に係る苦情について](#)

(3) 指名停止に関する事項

- 1 [工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について](#)
- 2 [工事請負契約に係る指名停止等の措置要領補遺物の取扱いについて](#)
- 3 工事等の指名停止について

- [平成27年度](#)
- [平成26年度](#)

(4) 指名除外の概要

- [平成23年度](#)
- (4)ー1 [指名除外取消措置の概要](#)
- 該当なし

(5) 工事の監督・検査実施要領

- 1 [国有林野事業特別会計播磨工事監督・検査実施要領](#)
- 2 各細則
 - [建築工事監督実施細則](#)
 - [建築工事検査実施細則](#)
 - [林道工事実施細則](#)
 - [林道工事検査実施細則](#)
 - [治山工事監督・検査実施細則](#)
 - [治山工事監督・検査実施細則付録書](#)

(6) 工事成績評定に関する事項

- 1 [林野庁工事成績評定要領](#)
- (7) 談合情報に関する事項
- 1 [公正入札等調査委員会 の設置等について](#) (最終改正:平成26年10月6日26近経第114号)
 - 2 [入札等談合情報等対応マニュアル](#) (最終改正:平成26年10月6日26近経第114号)

第7

評定の修正

森林管理局長等及び森林管理署長等は、第6の規定により評定の結果を通知した後、評定を修正したときは、当該工事の請負者に対して、工事成績評定通知書により、その結果を遅滞なく、通知するものとする。

第8

評定内容の説明等

- 第6又は第7による通知を受けた当該工事の請負者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により該当通知を行った森林管理局長等又は森林管理署長及び森林管理署等に對して、評定の内容について説明を求めることができる。
- 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項の規定により評定内容について説明を求められた場合は、当該説明請求に係る書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。
- 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項の回答を行う場合には、第10又は第11に規定する工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 第1項及び第2項の事項については、第6又は第7の通知において明らかにするものとする。
- 森林管理局長等及び森林管理署長等は、説明を請求できる期間の経過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することができるものとする。

第9

苦情申立て

- 森林管理局長等及び森林管理署長等から回答を受けた請負者は、第8第2項の回答に不服がある場合は、第8第2項の回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により当該森林管理局長等又は森林管理署長等に対して、苦情を申し立てることができる。
- 森林管理局長等及び森林管理署長等は、前項による苦情の申し立てがあったときは、速やかに「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房総理課長通知。以下「監視委員会通知」という。）により設置される入札等監視委員会に審議を依頼するものとする。なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続、苦情申立申請書の様式等については、監視委員会通知によるものとする。
- 森林管理局長等及び森林管理署長等は、申立者に対し、入札等監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札等監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次に、次によりその結果を回答するものとする。

(1) 苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示しその旨回答する。

(2) 申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い森林管理局長等又は森林管理署長等が講じようとする措置の概要を明らかにして回答する。

- 第1項及び第3項の事項については、第8第2項の回答において明らかにするものとする。

- 森林管理局長等及び森林管理署長等は、申立て期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

第10

森林管理局等工事成績評定評価委員会

森林管理局長等が意見を求める森林管理局等工事成績評定評価委員会の構成は、[別表1](#)に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

第11

森林管理署等工事成績評定評価委員会

森林管理署長等が意見を求める森林管理署等工事成績評定評価委員会の構成は、[別表2](#)に掲げるとおりとし、委員長が主宰する。

附則

この改正は、平成11年3月1日から施行する。

附則

この改正は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

近畿中国森林管理局

[ホーム](#) > [申請・お問い合わせ](#) > [公表・入札情報](#) > [入札情報](#) > [一般競争入札一覧](#)

[トップページへ](#)

[公表情報](#)

[一般競争入札一覧](#)

[治山工事](#)

[林道工事](#)

[造林事業](#)

[素材生産事業](#)

[測量・建設コンサルタン
業務](#)

[収獲調査・事務・業務委託
等](#)

[庁舎等新築・改修等](#)

[その他物役](#)

[企圖競争・公募情報](#)

[企圖競争](#)

[公表](#)

[発注見直し](#)

[契約情報の公表](#)

[競争参加資格者名簿](#)

[入札・調達に関する情報](#)

[談合情報窓口](#)

治山工事 [\(森林土木工事の技術提案書等の提出時子エックリスト\)](#) New!

一般競争入札一覧

担当箇所	公告日	入札日	件名	備考
兵庫森林管理署	平成28年2月15日	平成28年3月18日	矢ノ谷溪間工事	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
兵庫森林管理署	平成28年2月15日	平成28年3月18日	大谷山麓工事	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
山口森林管理事務所	平成28年2月10日	平成28年3月18日	城山治山工事(電子入札対象案件)	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
広島北部森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	比和薬山溪間工事	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
奈良森林管理事務所	平成28年2月10日	平成28年3月17日	長殿(テラ谷)山麓工事(ゼロ国債)(電子入札対象案件)	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
奈良森林管理事務所	平成28年2月10日	平成28年3月17日	野原施設災害復旧工事(電子入札対象案件)	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
京都大阪森林管理事務所	平成28年2月10日	平成28年3月18日	神山治山工事	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
和歌山森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	愛宕合山麓工事	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
和歌山森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	津俣山麓工事	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
島根森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	枇杷山(古江堂)災害対策工事	本工事は、平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
島根森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	鹿足河内施設災害対策外工事	本工事は、平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。 平成28年2月25日までに競争参加資格の申請が無かったため、本入札を取り止めました。
和歌山森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	八升前山麓工事(ゼロ国債)	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。 平成28年2月17日 入札公告等一部訂正しました。
三重森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	鍛冶屋又溪間工事	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
滋賀森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	大河原溪間工事(ゼロ国債)	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。
岡山森林管理署	平成28年2月10日	平成28年3月18日	金平山麓工事(電子入札対象案件)	本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。

近畿中国森林管理局

[ホーム](#) > [森林管理局の案内](#) > [森林管理等の概要](#) > [奈良森林管理事務所](#) > [入札情報](#) > [長殿\(テラ谷\)山腹工事\(ゼロ国債\)\(電子入札対象案件\)](#)

奈良森林管理事務所

入札公告

長殿(テラ谷)山腹工事(ゼロ国債)(電子入札対象案件)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。入札説明書(PDF:992KB) 図覧図書(PDF:1.1318KB) 申請書作成チェックシート(PDF:83KB)
平成27年度内に契約することができない場合には、本公告を取り消すことがある。
なお、本工事は平成28年2月から適用する労務単価の適用工事である。

平成28年2月10日
分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 小森 久喜

1. 工事概要

- (1) 工事名: 長殿(テラ谷)山腹工事(ゼロ国債)(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所: 奈良県吉野郡十津川村長殿
- (3) 工事内容: 別冊図書及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期: 契約締結日の翌日から平成29年3月17日まで
- (5) 本工事の入れは、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式により行う。
- (6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事に於いて主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所(相互の間隔が10km程度)において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することが出来るものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局における平成27・28年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事のA,B,C等級及び資格点数が850点以上のD等級」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者)については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再確認を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成12年4月1日から平成27年3月31日までの間に元請として完成・引渡しが完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(經常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績に限り、当該構成員の実績として認める。)
同種工事: 治山事業における深間工事又は山腹工事
なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合においては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績表の評定点(以下評定点)という。)が65点以上(以下評定点)という。)が65点以上のものに限る。
共同企業体においては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。
- (5) 当該工事の施工計画等に係る技術提案書が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき専任で配置できること。
ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。
- ① 級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

近畿中国森林管理局

[ホーム](#) > [申請・お問い合わせ](#) > [公売・入札情報](#) > [入札情報](#) > 各種様式・約款

各種様式・約款

[国有林の間伐等事業における複数年契約による民間競争入札の実施予定について\(平成28年度\)](#)

治山工事・林道工事

- [治山事業調査等業務標準仕様書\(PDF:294KB\)](#)
- [林道工事調査等業務標準仕様書\(PDF:520KB\)](#)
- [治山工事標準仕様書\(平成27年3月24日改正\)\(PDF:807KB\)](#) **New!**
- [デジタル工事記録写真納品要領\(平成27年8月1日制定\)\(PDF:557KB\)](#) **New!**

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率

[政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率\(PDF:36KB\)](#)

製品生産事業・収穫調査

- [製品生産事業請負契約約款\(平成26年3月19日改正\)\(PDF:213KB\)](#)
- [収穫調査委託契約約款\(平成26年3月19日改正\)\(PDF:129KB\)](#)
- [製品生産事業請負標準仕様書\(PDF:227KB\)](#)
- [競争参加資格確認申請書様式](#) **New!** (平成27年度公告適用分:更新)

林道・森林作業道

- [林業専用道作設指針\(PDF:158KB\)](#)
- [林道工事及び治山工事における施工管理等の様式について\(PDF:4.039KB\)](#)
- [林道工事標準仕様書及び施工管理基準\(平成27年3月24日改正\)\(PDF:1.814KB\)](#) **New!**
- [作業道作設標準仕様書\(PDF:122KB\)](#)
- [森林作業道作設仕様書\(PDF:121KB\)](#)

国有林野事業工事・業務

- [国有林野事業工事請負契約約款\(平成27年8月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用\)\(PDF:254KB\)](#) **New!**
- [国有林野事業工事請負契約約款\(平成27年4月15日以降に入札公告を行う工事から適用\)\(PDF:256KB\)](#)
- [国有林野事業工事請負契約約款\(平成26年10月9日から適用\)\(PDF:254KB\)](#)
- [国有林野事業工事請負契約約款\(平成26年9月1日以降に入札公告を行う工事から適用\)\(PDF:254KB\)](#)
- [国有林野事業工事請負契約約款\(平成26年4月1日改正\)\(PDF:249KB\)](#)
- [国有林野事業業務請負契約約款\(平成27年4月15日以降契約締結となる請負契約から適用\)\(PDF:200KB\)](#) **New!**
- [国有林野事業業務請負契約約款\(平成26年4月1日改正\)\(PDF:204KB\)](#)

造林事業

- [造林事業請負契約約款\(平成26年3月19日改正\)\(PDF:205KB\)](#)
- [造林事業請負標準仕様書\(PDF:1.625KB\)](#)
- [競争参加資格確認申請書様式](#) **New!**

競争参加資格申請書・技術提案書等、提出時のチェックリスト

New! [各工事等における競争参加資格確認申請書等の提出時チェックリスト\(森林土木用\)\(PDF:199KB\)](#)

New! [競争参加資格申請書、技術提案書提出時のチェックリスト\(造林・生産用\)\(PDF:262KB\)](#)

[近畿中国森林管理局における森林土木工事に係る品質確保対策の充実等について](#)

[近畿中国森林管理局における森林土木工事の調査・設計等業務に係る品質確保対策の充実等について](#)

その他 様式 ほか

- [電子入札システム運用基準\(PDF:36KB\)](#)
- [入札者注意書\(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務\)\(PDF:146KB\)](#)
- [様式1\(ワード:27KB\)](#) [様式2\(ワード:27KB\)](#) [様式3\(ワード:26KB\)](#) [様式4\(ワード:31KB\)](#) [様式5\(ワード:31KB\)](#)
- [森林土木工事における単品スライド条項の適用について\(PDF:1.723KB\)](#)
- [随意契約見積心得\(PDF:89KB\)](#)